

福祉用具貸与

目的

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要支援・要介護者の方の自立を支援し、また家族の介護負担の軽減を図ることを目的として福祉用具の貸し出しがあります。

① 非該当

たとえ非該当であっても当事業所では、必要に応じてレンタルをしています。
(料金は別途)

② 要支援1・2

福祉用具をレンタルする場合は、介護予防プランに福祉用具レンタルの内容の記載が必要になります。市包括支援センターならびに居宅介護支援事業所のケアマネージャーを決め、相談の上レンタルしてください。
※居宅介護支援事業所の中には、介護予防をとり扱っていない事業所があります。

③ 要介護1・2・3・4・5

福祉用具をレンタルする場合は、ケアプランに福祉用具レンタルの内容の記載が必要になります。居宅支援事業所のケアマネージャーを決め、相談の上レンタルしてください。

公的介護保険が適用される福祉用具レンタル品

①車イス ②車イス付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤じょくそう予防用具
⑥歩行器 ⑦体位交換機 ⑧手すり ⑨スロープ ⑩歩行補助杖 ⑪痴呆性老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト

※ 要支援1・2、要介護1の方は、原則として①②③④⑤⑦⑪⑫の福祉用具は公的介護保険としてレンタルできません。

ただし、医師の意見に基づき、サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえ、市町村長が確認しているものはレンタル可能となります。

レンタルが可能かどうかは、担当ケアマネージャーに確認してください。